

# 事業主労災保険重要事項及び同意書

## (重要事項)

- 事業主労災保険特別加入の補償の対象となるのは特別加入申請書に記載した、事業のためにする行為およびこれに直接附帯する行為を行う場合です。(事業主の立場で行われる業務を除く)
- 建設業以外の作業中の事故の場合、労災給付を受けられないことがあります。(船舶での作業、機械・設備等の保守、点検、修理、製造にかかわる作業、草刈や雑木の伐採等、建設業以外での労災事故)
- 労災の認定・労災給付額の決定は、長崎労働基準監督署が行います。また、労災給付の内容は、厚生労働省作成の特別加入制度のしおり〈中小事業主用〉を必ずご確認ください。
- 労災保険の年度は毎年4月～翌年3月までとなります。(毎年3月頃当組合より郵送される書類にて、年度更新手続きを行ってください。次年度の日額変更や脱退希望等がある場合はお知らせいただきます。)
- 加入証明書等は、保険料等納入済みの期間分の証明となります。
- 何らかの理由により労災保険が必要でなくなった場合は、速やかに組合へご連絡ください。
- 労働災害にて医療を受ける場合、医療機関窓口で労災保険扱いであることを申し出ていただき、その後、組合へご連絡ください。
- 住所、氏名等の変更または、雇入れ等の状況の変更があった場合は組合へご連絡ください。
- 加入時健康診断対象の方は、監督署より指示された期間内に受診を頂けない場合、強制的に脱退処分となります。(特段の事情がある場合を除く) またその場合は、加入が不承認となるため、労災保険給付は受けられません。
- 控除証明書は発行しておりませんので、領収書・振込明細書は大切に保管してください。

## (同意事項)

- 上記重要事項の内容を確認しましたので、承諾の上、加入します。
- 加入時健康診断受診が必要な場合は、長崎労働基準監督署より指示された期間内に、必ず指定の健診機関で受診します。正当な理由なく健康診断の受診をしない場合、強制脱退処分を受け、異議申し立ては行いません。
- 保険料等は必ず組合指定期日以内に納入します。指定期日までに納入しない場合、強制脱退処分を受け、異議申し立ては行いません。

長崎建設組合  
組合長 殿

令和 年 月 日

加入申込者氏名 \_\_\_\_\_

※加入者本人の署名以外の場合は「代理人〇〇〇(代理人氏名)」と記入